

## 北川湿地訴訟弁護団声明

- 1 北川湿地は神奈川県内の平地性湿地としては最大規模の湿地であり、そこには国や県の絶滅危惧種をはじめとして多くの希少な生き物が生息しており、確認された貴重種の数約100種にも及ぶ。北川湿地は、首都近郊であるにもかかわらず、これまで人の手による改変を免れ、とうの昔に姿を消したと思われた数多の生き物が人知れずその命を繋いでいた。「奇跡の谷戸」と称されるゆえんである。かかる北川湿地を本件訴訟の被告である京浜急行は、発生土処分場として埋め立ててしまうという。
- 2 この本件発生土処分場事業については、県の環境影響評価が実施され、最終結果である審査書には、「(北川湿地の)底部には小川が流れ、ハンゲショウやアズマヒキガエルなどの貴重な植物や動物が生育及び生息する豊かな生態系が形成されている」としつつ、「(この事業が実施されると)この豊かな生態系の大部分を喪失することとなるため、実施区域のみならず『小網代の森』を含めた周辺地域の植物や動物の生育及び生息環境などに影響を及ぼすことが懸念される。」と記されている。京浜急行による本件事業は、このような公の環境影響評価結果にもかかわらず、強行される営利目的の事業である。
- 3 今日、世界のもっとも深刻な環境問題は、気候変動問題と生物多様性の危機であり、世界の各国は国を挙げてこの問題に取り組んでいる。そして、生物多様性の危機は、人間の経済活動によってもたらされるものであり、今日では、経済活動を持続可能なものとするため、企業についても、生物多様性保全への配慮が極めて重要な行動指標となっている。奇しくも、今年10月には、我が国の名古屋市において、生物多様性条約第10回締約国会議(COP10)の開催が予定されており、このCOP10においても、各国企業の生物多様性保全に向けての積極的な取り組みが数多く発表されるであろう。

我が国においては、主催国としての責任を果たすべく、2008年に生物多様性基本法が制定され、その第6条は、事業者の責務として、「(事業者は)生物多様性に配慮した事業活動を行うこと等により、生物の多様性に及ぼす影響の低減及び持続可能な利用に努めるものとする。」とし、企業が生物多様性保全に向けての社会的責任を果たすべきことを明記している。
- 4 翻って、本件の京浜急行は、民間企業とはいえ、単なる営利企業ではなく、公共輸送事業を営む極めて公共性の高い企業である。故に、企業の社会的責任という観点からは、他の企業の範となるべき立場にある。

しかるに、京浜急行が現在進めている本件事業は、県アセスにおける自然環境への悪影響に対する強い懸念表明をも顧みずに強行されるものであって、数多くの生物たちを気の遠くなるような歳月にわたって育ててきた「生き物のゆりかご」というべき湿地生態系を完全に葬り去るといふ、生物多様性基本法の理念や事業者の責務とはまったく相反する事業である。

北川湿地には数え切れないほどの生き物が生育または生息する。冒頭に上げた約100種は、その数多の生き物たちの中で、現在では大幅に数を減らし、あるいは絶滅の危機に瀕している貴重種を示した数字であり、北川湿地という生態系を消滅させることが、いかに深刻な事態であるかを端的に示している。

5 我が国では、前述のとおり、COP10が開催され、生物多様性保全に対する企業の積極的取り組みも紹介されるであろうが、一方で、本件に象徴されるように、我が国においては、極めて公共性の高い京浜急行のような企業ですら、目先の利益獲得という旧態依然たる企業論理のもとに、誰が考えても保全されるべき貴重な生態系を完全に消滅させてしまうような事業が公然と実施されている。殊に、本件事業の実施区域は、都市計画上も第一種低層住居専用地域に指定されている閑静な住宅地の周辺地域であって、地域住民の生活環境に甚大な影響を及ぼし、ひいては生命身体への健康への被害も十分懸念される。本来、発生土処分場事業対象地としては、まったく不適地と言わざるを得ないが、このような場所でもかかる事業の実施が可能となってしまうのが、残念ながら我が国の現状である。

6 本件訴訟においては、環境事件に取り組み、または関心を有する弁護士らが、地元神奈川県を中心に、東京、千葉、埼玉、遠くは九州から、既に159名が代理人あるいは復代理人として名を連ねている。これは、環境先進国では絶対に起こりえない事態が、この国では公然と行われていることへの危機感のあらわれである。こうした事態は、どこかで食い止めなければならない。

生物多様性は、種の多様性、遺伝子の多様性、生態系の多様性を内包する概念であり、我々人類の生存を支える基盤である。我々弁護士は、持続可能な社会の基盤となる生物多様性の保全と、地域住民の人権の擁護をめざして、本件訴訟に取り組むことをここに決意し、表明するものである。

平成22年3月19日

北川湿地訴訟弁護団一同  
代表 弁護士 岩橋宣隆